薬生第1292号

令和６(2024)年12月15日

　次長兼保健福祉課長

医療政策課長

高齢対策課長　　　　　様

障害福祉課長

　こども政策課長

医薬・生活衛生課長

　　　栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信について

本県のノロウイルス食中毒予防対策につきましては、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間中におけるノロウイルス食中毒予防対策の徹底について」（令和６(2024)年10月15 日付け薬生第1037号）のとおり重点的に実施しているところですが、今般、当該推進期間（11月１日から３月31日まで）開始以降に、県内の食品を提供する施設においてノロウイルスによる食中毒の発生が初めて確認され、今後ノロウイルス食中毒の多発が懸念される状況となっております。

つきましては、ノロウイルス食中毒予防体制の強化を図るため、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間設置要領」第４の３の(２)の規定に基づき、別添のとおり「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信しましたので、貴課所管の給食施設を有する関係施設等への周知に特段の御配慮をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　食品安全推進班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　028-623-3109

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　028-623-3116